

徳島県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

274	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		坂野羽ノ浦	小松島市坂野町字春日二六番 一地先から 同 番七地先まで 字宮ノ東四一	一六四・〇	令和元年八月五日